

## 第1 監査の種類

- 1 財務監査及び行政監査
- 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

## 第2 監査の対象

- 1 財務監査及び行政監査

緑政土木局及び農業委員会事務局（緑政土木局及び農業委員会事務局関連事務を担当する財政局の課を含む。）の事務について、次表の課公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 公 所 名	
緑政土木局	総務課、企画経理課、技術指導課	
	土木事務所（中、中川、港、南）	
	路政部	道路管理課、用地管理課、自転車利用課、道路利活用課、測量調査課
	道路部	道路建設課、橋梁施設課、道路維持課、用地補償課
	河川部	河川管理課、河川計画課、河川工務課
	農政部	都市農業課
	緑地部	緑地管理課、緑地利活用課、緑地維持課、緑地事業課
	東山総合公園	
農業委員会事務局	農政課、西部・守山農政課、港農政課	
財政局	契約部	契約課

## 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表の緑政土木局が所管する公の施設の指定管理者及び緑政土木局を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間	所管課
名古屋市有料自転車駐車場桜通線ブロック	シルバー・サイカ共同事業体	平成28年10月 1日 ～令和 9年 3月31日	自転車利用課
名古屋市有料自転車駐車場（今池駅 始め 9駅）	蔦井株式会社		
名古屋市農業センター	未来農業共同事業体	令和 5年 4月 1日 ～令和15年 3月31日	都市農業課
久屋大通公園久屋大通庭園	Your Flare ie プランナーズ	令和 6年 4月 1日 ～令和16年 3月31日	緑地利活用課

## 第3 監査の着眼点

### 1 財務監査及び行政監査

令和 7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、以下のことに重点を置いて実施するものとする。

- (1) 災害に強い都市基盤の整備が着実に実施されているか
- (2) 歩行者や自転車にとって安全な道路環境の整備が着実に実施されているか
- (3) 会計事務が適正に行われているか

### 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

令和 7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が公の施設の管理の目的に沿って行われているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

- (1) 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか

- (2) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- (3) 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

## 第4 監査の実施内容

### 1 財務監査及び行政監査

#### (1) 実施時期

令和 7年 3月27日から令和 8年 3月24日まで

#### (2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課公所で処理している事務のうち、主として令和 6年 4月 1日から令和 7年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

### 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

#### (1) 実施時期

令和 7年 3月27日から令和 8年 3月24日まで

#### (2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の指定管理者が処理している事務のうち、主として令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日までに指定管理者が執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、指定管理者に対する財政援助団体等監査に併せて、緑政土木局所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

## 第5 監査結果

### 1 財務監査及び行政監査

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

#### (1) 都市公園の使用料の算出について（収入事務）

名古屋市都市公園条例等によると、都市公園に公園施設以外の工作物等（以下「占用物件」という。）を設けて都市公園を占用しようとするときは、本市に申請書を提出して必要な許可（以下「占用許可」という。）を受け、占用物件の種類及び数量、期間に応じた使用料を納入しなければならないとされている。使用料の算出に当たっては、年を単位として定められているものについては、年度の途中で使用の期間が開始し又は終了するときは、当該期間が開始し又は終了する日の属する月を含め使用した月の月割によって算出した額を徴収することとされている。また、月を単位として定められているものについては、月の途中で使用の期間が開始し又は終了する場合におけるその月の使用料は、使用の日が15日以上有的时候は1か月分、15日に満たないときは半月分とするとされている。

緑地管理課における都市公園の占用許可に係る事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ア 使用料が年額で定められている占用物件の使用開始が年度の途中であるものについて、使用料を月割で5か月分として算出すべきところ1年分と算出していたために、使用料が819円過大となっていたもの
- イ 使用料が月額で定められている占用物件の使用期間が月の途中（5月7日）で開始し月の途中（8月6日）で終了するものについて、使用料を3.5か

月分と算出すべきところ 3か月分と算出していたために、使用料が  
142,500円不足していたもの

緑地管理課においては、申請者に対して、使用料が過大となっていた事例については還付し、不足していた事例については追加納付を求められたい。また、名古屋市都市公園条例等に基づき使用料を正確に算出されたい。

(緑地管理課)

なお、緑地管理課においては、使用料に誤りのあった事例についてそれぞれ還付及び追加納付が行われるとともに、今後は使用料の算出誤りが生じないよう職員に周知徹底が図られ、必要な措置が講じられた。

## (2) 前渡金の管理について（支出事務）

名古屋市会計規則によると、前渡金受領者は、前渡金の出納があったときは、領収証書その他の関係帳票と照合の上、その都度前渡金出納簿（以下「出納簿」という。）に登載するとともに現在金との符合を確認するほか、当月において前渡金の出納がなかった場合を除き、毎月 1回以上、出納簿と現在金との符合を確認することとされている。

前渡金の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 支払の都度行うべき出納簿への登載について、長期間の遅れが散見されたもの  
(東山総合公園)

イ 毎月 1回以上行う出納簿と現在金との符合確認について、中土木事務所においては、令和 7年 4月以降に行われた 8回のうち 6回で、東山総合公園においては、監査対象期間中に行われた20回のうち14回で、出納簿への登載の遅れにより出納簿と現在金とが一致しない状態であったにもかかわらず、符合確認結果を「一致」としていたもの

(中土木事務所、東山総合公園)

中土木事務所及び東山総合公園においては、名古屋市会計規則に基づき、支払の都度、出納簿への登載を確実にを行うとともに、毎月 1回以上の符合確認を適正に行うよう徹底されたい。

### (3) 予定価格調書の取扱いについて（契約事務）

名古屋市契約事務手続要綱（以下「手続要綱」という。）によると、予定価格を事前公表しない契約の予定価格調書については決定又は代決権限を有する者（以下「決定権者等」という。）が、決裁終了後に封筒に入れて名古屋市封（以下「市封」という。）を封筒のとじしろのとじ目に貼付し、市封の上縁及び下縁の 2か所に割印をしなければならないとされている。

また、緑政土木局指名競争入札事務手続要領等によると、設計を担当する課公所の長は、業務の委託など一部の契約について、財政局に依頼するもの以外は総務課に契約事務の手続を依頼することとされている。

契約関係書類について調査したところ、緑政土木局が行っている契約事務において作成された予定価格調書について、市封にされていた割印が、決定権者等ではなく課長補佐により行われている事例が見受けられた。総務課に確認したところ、「金入設計書及び予定価格調書の取扱いについて」（平成19年 3月 27日緑政土木局長通知）に基づき、決裁終了後に総務課の担当課長補佐が予定価格調書を封筒に入れ、市封に割印をする取扱いとしているとのことであった。

当該通知に基づく緑政土木局の取扱いは、決定権者等が市封するよう定めた手続要綱に則ったものとはなっておらず、契約の公正性の観点からは、予定価格調書が厳格に管理されているとは言い難い。

総務課においては、公正性をより一層高めた事務手続となるよう、内規を整理するとともに、手続要綱に従い、予定価格調書を適切に取り扱われたい。

（総務課）

### (4) 金券類等の管理について（財産管理事務）

名古屋市会計規則等によると、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品（以下「金券類等」という。）の出納に関して、物品出納員は、物品管理者からの受入れ及び払出しの通知に基づき、現物を関係書類と照合の上で受払いを行い、その都度金券類等出納簿に登載することとされている。

この登載については、財務会計総合システムに入力する方法により行うこととされている。

また、緑政土木局行政監理委員会の重点的取組として、課公所長は、毎月 1

回、金券類等の現物と金券類等出納簿の現在高が一致しているか等について自己点検を実施することとされている。

金券類等の管理状況を調査したところ、東山総合公園においては、切手及びレターパックについて、令和 7年 4月から実査日（令和 7年 9月 9日及び10日）まで、払出しが多数あったにもかかわらず、払出しに係るシステム入力を一度も行っていなかった。

また、入力の変誤により、金券類等出納簿における残高と実数が異なっているにもかかわらず、毎月の自己点検においては、符合確認の結果を「一致」としていた。

東山総合公園においては、名古屋市会計規則等に基づき、金券類等を適正に管理されたい。また、毎月 1回の自己点検における符合確認を適正に行うよう徹底されたい。  
(東山総合公園)

#### (5) 施設管理等の用に供するカメラの規程について（行政運営事務）

名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針によると、本市の施設等における事故の防止、犯罪の防止、入退室者の監視等を目的として、特定の場所に継続的に設置され、かつ、特定の個人を識別できる画像を撮影し、記録する機能を有するカメラ（以下「管理用カメラ」という。）を設置する場合には、設置の目的、設置の概要、設置の明示、録画画像の管理及び管理責任者を記載した規程（以下「管理規程」という。）を整備することとされている。

管理用カメラについて調査したところ、東山総合公園において、一部の管理用カメラの管理規程が整備されていない事例が見受けられた。この中には、最長で管理用カメラを設置後 6年間を経過しているものもあった。

東山総合公園においては、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、市民等の権利利益を保護するために、指針に基づき、直ちに管理規程の整備を行われたい。  
(東山総合公園)

なお、東山総合公園においては、管理用カメラの管理規程が整備され、必要な措置が講じられた。

## 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に行われていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

なお、既に必要な措置が講じられたため、その内容を記載した。

### (1) 産業廃棄物の処理委託について（契約事務）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）（以下「廃棄物処理法」という。）によると、事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。また、事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、運搬又は処分の許可を受けた者にそれぞれ委託するとともに、当該委託契約に係る産業廃棄物の種類や数量等を記載した産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付しなければならないこととされている。その処理を許可業者に委託する場合の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第 300号）（以下「廃棄物処理法施行令」という。）で定められており、産業廃棄物処理の委託契約を行う場合は、契約を書面により行うこと等が定められている。

施設の維持管理について調査したところ、久屋大通公園久屋大通庭園において、施設内ウォーターガーデンその他清掃（以下「本業務」という。）について業務委託契約を締結しており、その仕様は、ウォーターガーデン水景の清掃に加え、産業廃棄物（汚泥）の収集及び運搬、廃棄処分等を実施する内容となっていた。

本業務の受託者の産業廃棄物処理に係る許可内容を確認したところ、汚泥の収集運搬業の許可は受けていたものの、処分業の許可は受けていなかった。また、廃棄物処理法施行令で求められる記載事項を満たした産業廃棄物処理委託に係る契約書は交わされておらず、マニフェストの交付も行われていなかった。

なお、指定管理者に実際の処理状況を確認したところ、汚泥の収集運搬については本業務の受託者が行い、処分については処分業の許可を受けた別の業者が行っていた。

産業廃棄物を処理するに当たり、処分の許可を受けていない者に処分を委託

することやマニフェストを交付しないことは、不法投棄などの不適正な処理につながるおそれがある。Your Flarie プランナーズにおいては、排出事業者としての責務を認識し、産業廃棄物の処分を委託する場合は処分業の許可を受けた者に委託するなど、廃棄物処理法等に基づいた適正な処理を行われたい。

(Your Flarie プランナーズ【久屋大通公園久屋大通庭園】)

なお、Your Flarie プランナーズにおいて、令和 8 年 2 月に本業務に係る産業廃棄物を処分するに当たり処分業の許可を受けた者と委託契約を締結したことなどを、緑地利活用課が確認しており、必要な措置が講じられた。

## 第6 意見

### 歩行者や自転車にとって安全で快適なまちの実現について

平成29年 5月に自転車活用推進法が施行され、市町村は自転車活用に関する施策を定めた計画を定めるように努めなければならないとされた。また、自転車の活用によって、都心部や観光地での回遊性や利便性が向上した事例や、健康が増進した研究成果などが見られる。本市においても、法の趣旨及び社会的動向を踏まえ、自転車の活用推進に取り組むことが求められてきた。

こうした中、令和 3年 3月に道路管理者である緑政土木局が中心となって、自転車活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、自転車が使いやすいまちを実現するために、これまでの自転車利用環境の整備や交通安全運動の推進等の取組も包含した「名古屋市自転車活用推進計画」を策定した。当該計画に基づき、自転車通行空間の確保、地域の駐輪ニーズに応じた自転車駐車場の確保、自転車の安心・安全な利用の推進などの施策に取り組んでいるところである。

これらの施策についてみると、まず、自転車通行空間の確保の推進として、令和 5年 3月に自転車専用通行帯などの整備計画を具体化した「名古屋市自転車通行空間ネットワーク計画」を策定し、おおむね10年間で約 110キロメートルの整備に向けて取り組んでいる。計画当初の整備延長は、工事の事前調整に時間を要したこと等により比較的短かったが、令和 7年度は前 2か年を上回る見込みである。

次に、自転車駐車場の確保の推進については、利用率が高く、地域からの要望もあった駅周辺において、自転車駐車場の増設を行っている。そのほか、近年、子どもを乗せて利用する電動アシスト自転車が増加傾向にあり、利用者の声やニーズも踏まえ、一部の自転車駐車場において上下 2段構成のラックを撤去して平面化することで、駐車しやすいような環境整備も行っている。

さらに、自転車の安心・安全な利用促進の推進については、自転車による交通事故の防止や被害軽減などにつながるよう、所管局であるスポーツ市民局などと連携して、大型商業施設における啓発イベントの開催や自転車安全利用ガイドブックの改訂などによる周知啓発を行っている。

一方で、警察庁の公表資料<sup>(注1)</sup>によると、令和7年上半期の自転車関連の交通死亡事故において自転車に法令違反があったものの割合は、約8割と高止まりの状況にある。また、令和5年7月から新たに電動キックボードなどが特定小型原動機付自転車として道路を走行することが認められ、本市における特定小型原動機付自転車の登録台数<sup>(注2)</sup>は、令和7年には約2,200台と前年の3倍を超える台数となっている。さらに、道路交通法の改正により、令和6年11月から「ながらスマホ」等に対する罰則が強化され、令和8年4月からは自転車に対する交通反則通告制度（青切符）が導入される。

緑政土木局においては、自転車利用を取り巻く環境や法改正に適切に対応しながら、自転車通行空間の着実な整備や、自転車駐車場の確保、関係機関と連携した自転車の安全利用に関する周知啓発に努めるなど、引き続き、歩行者や自転車にとって安全で快適なまちの実現に向けて取り組まれない。

(注1) 警察庁の公表資料

日本全国を対象とした「令和7年上半期における交通死亡事故の発生状況」

(注2) 特定小型原動機付自転車の登録台数

軽自動車税の賦課期日である4月1日時点における登録台数

《参考資料》 監査対象の概要

1 名古屋市有料自転車駐車場桜通線ブロック（所在地：千種区千種通 7丁目 115番 ほか）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：シルバー・サイカ共同事業体
- ・代表者名称：公益社団法人名古屋市シルバー人材センター
- ・代表者所在地：昭和区御器所三丁目12番地の1
- ・指定管理期間：平成28年10月1日～令和9年3月31日
- ・指定管理料：36,674千円（令和6年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 有料自転車駐車場を一般の利用に供すること
- ② 有料自転車駐車場の維持管理及び修繕（原型を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用台数（収容台数：5,880台 <sup>(注)</sup> ）	381,179台	396,150台	404,923台

(注) 収容台数は、令和6年度末時点の台数である。

(4) 収支状況（令和6年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
指定管理料	36,674	管理運営費	118,742
利用料金収入	72,184	(人件費含む)	
収入合計	108,859	支出合計	118,742

## 2 名古屋市有料自転車駐車場（今池駅始め 9駅）（所在地：千種区内山三丁目46番 ほか）

### (1) 指定管理者の概要

- ・名 称：蔦井株式会社
- ・所 在 地：西区新福寺町一丁目57番地
- ・指定管理期間：平成28年10月 1日～令和 9年 3月31日
- ・指 定 管 理 料：76,478千円（令和 6年度）

### (2) 主な指定管理業務

- ① 有料自転車駐車場を一般の利用に供すること
- ② 有料自転車駐車場の維持管理及び修繕（原型を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関するこ  
と

### (3) 事業状況

区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
延べ利用台数（収容台数：4,877台 <sup>(注)</sup> ）	44,107台	44,856台	47,142台

(注) 収容台数は、令和 6年度末時点の台数である。

### (4) 収支状況（令和 6年度）

(単位：千円、単位未満切捨て)

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	76,478	管理運営費	113,420
利用料金収入	41,455	(人件費含む)	
収入合計	117,933	支出合計	113,420

### 3 名古屋市農業センター（所在地：天白区天白町大字平針字黒石2872番地の3）

#### (1) 指定管理者の概要

- ・名 称：未来農業共同事業体
- ・代表者名称：ホームックス株式会社名古屋支店
- ・代表者所在地：中区錦二丁目19番11号
- ・指定管理期間：令和5年4月1日～令和15年3月31日
- ・指定管理料：201,795千円（令和6年度）

#### (2) 主な指定管理業務

- ① 農業及び畜産に関する知識及び技術の普及啓発、農及び自然と親しむレクリエーション活動の場の提供並びにセンターの施設の供用の実施に関すること
- ② 使用等の許可に関すること
- ③ センターの維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

#### (3) 事業状況

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ入園者数	261,278人	235,776人	710,818人

#### (4) 収支状況（令和6年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
指定管理料	201,795	管理運営費	238,905
利用料金収入	22,285	(人件費含む)	
その他	17,381		
収入合計	241,461	支出合計	238,905

#### 4 久屋大通公園久屋大通庭園（所在地：中区大須四丁目 4番 1号）

##### (1) 指定管理者の概要

- ・名 称：Your Flarie プランナーズ
- ・代表者名称：公益財団法人名古屋市みどりの協会
- ・代表者所在地：昭和区鶴舞一丁目 1番 166号
- ・指定管理期間：令和 6年 4月 1日～令和16年 3月31日
- ・指 定 管 理 料：37,996千円（令和 6年度）

##### (2) 主な指定管理業務

- ① 公園施設を一般の利用に供すること
- ② 公園における行為の許可に関する事
- ③ 公園施設の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

##### (3) 事業状況

区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
延べ入園者数	522,755人	528,818人	617,469人

##### (4) 収支状況（令和 6年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	37,996	管理運営費	49,420
その他	11,789	（人件費含む）	
収入合計	49,786	支出合計	49,420